

# 『漢書』百官公卿表訳注稿 (七)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

二五、護軍都尉

## 原文

護軍都尉、秦官。武帝元狩四年、屬大司馬(1)。成帝綏和元年、居大司馬府、比司直(2)。哀帝元壽元年、更名司寇。平帝元始元年、更名護軍。

## 訓読

護軍都尉は、秦官なり。武帝元狩四年、大司馬に属す(1)。成帝綏和元年、大司馬府に居りて、司直に比す(2)。哀帝元寿元年、更めて司寇と名づく。平帝元始元年、更めて護軍と名づく。

## 現代語訳

護軍都尉は、秦官である。武帝元狩四年(前一一九)、大司馬に属した(1)。成帝綏和元年(前八)、大司馬府に属し、

丞相司直に相当した(2)。哀帝元寿元年(前二)、司寇と改名した。平帝元始元年(後一)、護軍と改名した。

## 注釈

(1)補注 王先謙がいう。護軍都尉の例は、賈捐之伝・馮奉世伝・衛青伝・陳湯伝・蕭咸伝・匈奴伝・西南夷伝に見える。

考証 秦代に護軍都尉の例は見られず、護軍都尉が秦官である根拠は不明。ただし、『史記』卷五六・陳丞相世家には、漢王の配下となった陳平が都尉となり「護軍を典つた」という記事が見える。また、『史記』卷八八・蒙恬列伝には単なる「護軍」が見え、さらに卷五六・陳丞相世家には、陳平が護軍中尉に任ぜられたことが見える。しかし、護軍都尉と護軍、護軍中尉との関係は未詳である。

武帝元狩四年に大司馬に属したとあり、同年に大司馬

が置かれたという記事と対応する。ただし、この時の大司馬は將軍に対する加官であり、具体的な属僚に関する記事はみえない。卷六九・趙充国伝には「昭帝の時、武都の氐人が叛き、充国は大將軍の護軍都尉として兵を率い撃つてこれを平定した」とあり、趙充国が大司馬大將軍であつた霍光の護軍都尉であつたことがわかる。これらの記事を見る限り、護軍都尉は大將軍の属僚と考えるべきかもしれない。なお二年律令には護軍都尉は見えない。

(2) **【考証】** 司直は、「百官公卿表詠注(二) 二〇一一」二、相国丞相(12) **【考証】**、また後段の二六、司隸校尉(11) **【考証】**を参照。

二六、司隸校尉

### 原文

司隸校尉、周官(1)。武帝征和四年、初置(2)。持節(3)、從中都官徒千二百人(4)、捕巫蠱(5)、督大姦猾(6)。後罷其兵(7)、察三輔・三河・弘農(8)。元帝初元四年、去節(9)。成帝元延四年、省(10)。綏和二年、哀帝復置、但爲司隸(11)。冠進賢冠(12)。屬大司空、比司直(13)。

### 訓読

司隸校尉は、周官なり(1)。武帝征和四年、初めて置く

(2)。節を持し(3)、中都官の徒千二百人を従え(4)、巫蠱を捕らえ(5)、大姦猾を督す(6)。後其の兵を罷め(7)、三輔・三河・弘農を察せしむ(8)。元帝初元四年、節を去る(9)。成帝元延四年、省く(10)。綏和二年、哀帝復た置くも、但だ司隸と爲す(11)。進賢冠を冠す(12)。大司空に属し、司直に比す(13)。

### 現代語訳

司隸校尉は、周官である(1)。武帝征和四年(前八九)、初めて設置された(2)。節を所持し(3)、中都官の刑徒千二百人を従え(4)、巫蠱をなす者を捕らえ(5)、特に悪質な犯罪者を取り締まった(6)。

後に武装を解き(7)、三輔(京兆尹・右扶風・左馮翊)・三河(河東・河南・河内)・弘農を督察させた(8)。

元帝初元四年(前四五)、節を所持しないようにした(9)。成帝元延四年(前九)、廃された(10)。

綏和二年(前七)、哀帝がふたたび設置したが、官名は単に司隸とした(11)。進賢冠を冠した(12)。大司空に属し、丞相司直に相当した(13)。

### 注釈

(1) **【注】** 顔師古がいう。徒隸(刑徒と奴隸)を掌り巡察するので、司隸とよぶのである。

〔補注〕 齊召南がいう。劉昭の百官志四の注は「(周には司隸という官職がないので) 司寇のことではないだろうか」という。考えるに、周代の司寇は司隸という名前ではないし、さらに周の司寇は秦漢では廷尉に改められており、劉昭の説は誤りである。思うに『周礼』秋官の属官に司隸があり、中士二名である。鄭玄の注に「隸とは重く屈辱的な労役にあてがわれる者である。漢ははじめ司隸を置き、また刑徒をひきいて道路や水路の整備をさせたが、のち次第に尊ばれるようになり、官序や都の近隣の郡を掌ることになった」とある。これが百官表で「周官」といつている意味である(以上、『官本攷証』)。

銭大昭がいう。卷八四・翟方進伝に「故事では、司隸校尉の位は(丞相) 司直の下にある。はじめて任命されたときには、兩府(丞相府・御史大夫府)へあいさつに行く。会同する場合には、中二千石の前におり、司直とともに並んで丞相・御史を迎える」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

(2) 〔補注〕 王先謙がいう。司隸校尉の例は、丙吉伝・王尊伝・王章伝・蓋寛饒伝・蕭育伝・匡衡伝・翟方進伝・何武伝・儒林伝・元后伝に見える。

〔考証〕 『漢旧儀』に「司隸校尉、武帝初置。その後、諸侯王・貴戚は服従せず。そこで中都中官の刑徒や奴隸千二百人の属で一校尉部刺史とし、二千石を督察させた」とあり、

〔陳直 一九七九〕は、「武帝初置」を「武帝の初め置く」と解し、征和四年に設置したという百官表の記述と異なると指摘するが、「武帝初めて置く」と読むべきであろう。司隸校尉の設置の背景について、「富田健之 一九八四」は、武帝期後半、流民の発生や犯罪の増加という社会不安の高まりに対して、京師を治する右内史(のちの京兆尹)や左内史(のちの左馮翊)、中尉に酷吏が登用されたり、郡国の守相や地方に派遣された御史中丞・丞相長史らが盜賊の鎮圧等に当たるといった、従来の治安維持機構による鎮静化が、第一次的に凶られた。しかし、効果なく、次いで皇帝の使者としての直指使者(繡衣直指、繡衣御史)の派遣となったが、常設機構ではないという弱点を持っていた。こうした中、武帝期末に起こった一連の巫蠱事件に対処するために恒常的な監察官として設置されたのが司隸校尉であった。設置された当初は、直指使者と同じく「節を持つ」という皇帝の使者的性格を強く持ち、かつ千二百人にもほる兵力を有していたとする。

(3) 〔考証〕 司隸校尉などが所持する節とは、毛飾りがついた八尺の杖で、皇帝からの使者にあたえられ、使者に軍隊の指揮権や専殺権などの強力な権限を付与するものである〔大庭脩 一九八二c〕。

(4) 〔注〕 顔師古がいう。中都官とは、京師のもろもろの官

庁である。

- (5) **考証** 「富田健之 一九八四」は、「巫蠱」とは「一般的には人の寿命を縮めようとする呪術のことであるが、ここでは時期的に見て武帝征和二年（前九一）前後に発生した一連の巫蠱事件を指している」という。

- (6) **注** 顔師古がいう。督とは、察視のことである。

**考証** 姦猾については、「百官公卿表訳注（二） 二〇一二

四、御史大夫の（12）**考証** 参照。

- (7) **考証** 「後其の兵を罷め」たのがいつのことであったかは、『漢書』などに記載がない。「富田健之 一九八四」は、武帝の後、昭帝期・宣帝期初めの数十年間は、大將軍霍光らによって皇帝政治が輔翼されていた時期であり、武帝期に比して相対的に皇帝権力が弱化した時期でもあり、この時期に兵が罷められたとみている。

- (8) **補注** 王先謙がいう。百官志四に「百官以下京師近隣の郡で法を犯す者をよくしらべて検挙することを掌る」とある。

**考証** 司隸校尉の職掌に関する事例としては、卷七七・蓋寛饒伝に「蓋寛饒が」拔擢されて司隸校尉となる。糾弾を回避するようなことがなく、事の大小にかかわらず挙げ、劾奏するところが多かったが、廷尉は寛饒の法適用に対処して、その一半を用い、他の一半は峻刻すぎるのでこれを用いなかった。また公卿・貴戚および

郡国の役人で夫役を供しあるいは使者として長安に来た者は、みな寛饒を懼れて禁を犯そうとしなくなり、そのため京師は治安が良くなった」という。成帝期には、卷七六・王尊伝、卷八一・匡衡伝によれば、司隸校尉の劾奏の対象は上は三公にまで及んでいる。

- (9) **補注** 王先謙がいう。この事は卷七七・諸葛豊伝に見え

**考証** 侍中の許章が外戚であることをたのみに不法行為を働き、それを捕らえようとした司隸校尉の諸葛豊が、外出中の許章に節を示し、下車させて身柄を拘束しようとしたが、逃げられて捕らえることができず、逆に節を取り上げられた事件を指す。「去節」について、「富田健之 一九八四」は、表面的には「司隸校尉の権限の大幅な弱化和把えられる」が、実は「皇帝の使者として皇帝権力そのものに存在基盤を置くという不安定さから脱し」、恒常的な監察官としての傾向を強め、「漢朝官僚機構の一環として機能するようになった」とする。

- (10) **考証** 卷一〇・成帝紀、元延四年（前九）の条に「二月、司隸校尉の官を罷めた」とある。

- (11) **補注** 王先謙がいう。校尉をとった（単なる司隸の）例は、鮑宣伝・孫宝伝に見える。

**考証** 卷七二・鮑宣伝に「この時に哀帝は司隸校尉を改めて司隸とだけし、官は丞相司直に相当した」とあり、

後段に見える司直との対応関係にもふれられている。丞相（大司徒）に属する司直、大司馬に属する護軍都尉（司寇）、大司空に属する司隸という三者パラレルの関係にあったのだろう。

(12) **補注** 沈欽韓がいう。この四字は百官表の体例には合致

しない。おそらくは注釈者のことばが混ってしまったのであろう。『統漢書』輿服志下に、中二千石以下は、い

ずれも進賢冠を冠すとある（以上、『漢書疏証』卷五上）。

**考証** 王先謙の引用文は「四字不合表例」であるが、沈

欽韓の原文は「表中冠進賢冠四字、輿體例不稱」である。

『後漢書』卷八・靈帝紀の李賢注に「進賢冠は、文官が冠す。

前は高さ七寸、後ろは高さ三寸、長さは八寸」とあり、

また、『統漢書』輿服志下にも「進賢冠は、古の緇布冠

である。文儒者の服装である」とある。「校尉」号を省き、

「進賢冠」を冠することになったことについて、「富田健

之 一九八四」は、「司隸校尉が有していた武官的な性

格を払拭し」、さらに「大司空の属官として司直に比せ

られたことは、「司隸が官僚機構の一環として完全に組

み込まれたことを示すものである」とする。

(13) **補注** 王先謙がいう。百官志四に後漢の「司隸校尉は一

人」とある。

**考証** 百官表では、司隸校尉の属官については記載がな

卷九七下・外戚伝（趙皇后伝）、卷七六・王尊伝の記載により、属官として「従事」、「仮佐」の存在を指摘する。また、百官志四によれば、後漢の司隸校尉の属官には「従事史十二人」「仮佐二十五人」がいたことがわかる。

二七、城門校尉

**原文**

城門校尉（1）、掌京師城門屯兵（2）。有司馬（3）。

十二城門候（4）。中壘校尉、掌北軍壘門内、外掌西域（5）。

屯騎校尉、掌騎士。歩兵校尉、掌上林苑門屯兵。越騎校尉、

掌越騎（6）。長水校尉、掌長水・宣曲胡騎（7）。又有胡騎

校尉、掌池陽胡騎。不常置（8）。射聲校尉、掌待詔射聲士

（9）。虎賁校尉、掌輕車（10）。凡八校尉、皆武帝初置。有丞・

司馬（11）。自司隸至虎賁校尉、秩皆二千石（12）。西域都護、

加官。宣帝地節二年初置（13）。以騎都尉・諫大夫、使護西

域三十六國（14）。有副校尉。秩比二千石（15）。丞一人、司

馬・候・千人各二人（16）。戊巳校尉、元帝初元元年置（17）。

有丞・司馬各一人、候五人。秩比六百石（18）。

**訓詁**

城門校尉は（1）、京師の城門の屯兵を掌る（2）。司馬（3）。

十二城門候有り（4）。中壘校尉は、北軍の壘門の内を掌り、

外は西域を掌る(5)。屯騎校尉は、騎士を掌る。歩兵校尉は、上林苑の門の屯兵を掌る。越騎校尉は、越騎を掌る(6)。長水校尉は、長水・宣曲の胡騎を掌る(7)。又た胡騎校尉有り、池陽の胡騎を掌る。常には置かず(8)。射声校尉は、待詔射声士を掌る(9)。虎賁校尉は、輕車を掌る(10)。凡そ八校尉は、皆な武帝初めて置く。丞・司馬有り(11)。司隸より虎賁校尉に至るまで、秩は皆な二千石(12)。西域都護は、加官なり。宣帝地節二年初めて置く(13)。騎都尉・諫大夫を以て、使いして西域三十六国を護らしむ(14)。副校尉有り。秩は比二千石(15)。丞一人、司馬・候・千人各おの二人(16)。戊己校尉は、元帝初元元年置く(17)。丞・司馬各おの一人、候五人有り。秩は比六百石(18)。

#### 現代語訳

城門校尉は(1)、京師の城門の衛屯の兵を掌る(2)。司馬(3)と十二の城門候がある(4)。

中壘校尉は、北軍の軍営の門の内を掌り、外は西域を掌る(5)。

屯騎校尉は、騎士を掌る。

歩兵校尉は、上林苑の門の衛屯の兵を掌る。

越騎校尉は、越騎を掌る(6)。

長水校尉は、長水・宣曲の胡騎を掌る(7)。

また胡騎校尉があり、池陽の胡騎を掌る。常設の官ではな

い(8)。

射声校尉は、待詔射声士を掌る(9)。

虎賁校尉は、輕車を掌る(10)。

これら(中壘から虎賁までの)八校尉は、いずれも武帝が初めて設置した。丞・司馬がある(11)。

司隸校尉から虎賁校尉に至るまで、官秩はいずれも二千石である(12)。

西域都護は、加官である。宣帝地節二年(前六八)に初めて設置した(13)。騎都尉・諫大夫に(西域都護を加えて)、派遣して西域三十六国を監視させた(14)。副校尉がある。官秩は比二千石(15)。丞一人、司馬・候・千人それぞれ二人がある(16)。

戊己校尉は、元帝初元元年(前四八)に設置した(17)。丞・司馬それぞれ一人、候五人がある。官秩は比六百石(18)。

#### 注釈

(1)補注 王先謙がいう。城門校尉の例は、劉向伝・陳湯伝・翟義伝・丙吉伝・諸葛豊伝・王莽伝に見える。

(2)補注 王先謙がいう。『周礼』地官・司門の職に相当する。百官志四によれば、後漢も同じである。

〔考証〕『周礼』地官・司門には、その職掌として鍵と錠前の管理、門の開閉、不審者や不審物の査察、通過税の徴収、賓客来訪の報告などを挙げる。また、その序官の



鄭玄注には「司門は、現在（後漢）の城門校尉が王城十二門を掌るようなものである」とある。

(3) 注 顔師古がいう。八つの衛屯にそれぞれ司馬がある。

補注 王先謙がいう。後漢は前漢に因った。百官志四には「城門校尉の司馬は」一人。官秩は千石。本注にいう。兵を掌る」とある。中壘以下の八校尉の屯所にそれぞれ司馬があり、城門校尉の司馬とは無関係である。顔師古の説は誤りである。

考証 顔師古が城門校尉の司馬に関して「八つの衛屯」というのは、中壘から虎賁までの八校尉と関連づけたための誤解である。城門校尉は八校尉には含まれない。

(4) 注 顔師古がいう。門ごとに候がある。蕭望之が小苑の東門候に配置されたのも、その類である。

補注 銭大昭がいう。卷六六・蔡義伝に「覆盎城門候に遷る」とあり、これはその一例である（以上、『漢書弁疑』卷九）。

王先謙がいう。後漢も同じである。百官志四には「門ごとに候一人。官秩は六百石」とある。

考証 門候の職掌に関して、卷六六・蔡義伝の顔師古注には「門候は、時を候<sup>う</sup>つて（門を）開閉するのを掌る」とある。

十二門とは、『三輔黄図』卷一・都城十二門によれば、長安城東面の霸城門（青城門・青門）、清明門（籍田門・

凱門）、宣平門（東都門）、南面の覆盎門（杜門）、安門（鼎路門）、西安門（便門・平門）、西面の章城門、直城門、雍門（西城門）、北面の洛城門（高門）、厨城門、横門である。

顔師古が挙げた「小苑」が何かは不明だが、長安城以外の施設においても門には候が置かれたことを示しているであろう。

銭大昭が例として挙げた蔡義は、『史記』卷二〇・建元以来侯者年表には「杜城門候となった」とあり、その杜城門とは『三輔黄図』都城十二門の「覆盎門は、一に杜門と呼ぶ」とあるものことであろう。

(5) 注 顔師古がいう。北軍の軍営の門の内部を掌り、また外には西域を掌る。

補注 王念孫がいう。顔師古の説は誤りである。この条は、城門校尉以下、掌るところはいずれも京師および畿輔に関することであり、西域をも兼任するはずがないのである。下文には「西域都護は、西域三十六国を監視し、副校尉がある」とある。これはおのずと別個の一官職であって、中壘校尉とは関係がない。百官志四に、「かつて中壘校尉があり、北軍の軍営のことを管領した」「武帝が設置した。中興の際に中壘校尉が省かれ、ただ北軍中候を置いて五つの軍営を監督させた」とあるが、西域を兼任するとはいいてはいない。「西域」はまさに「四

城」とすべきであり、「北軍の軍営の門の内外を掌り、および四城の事を掌る」といつているのである。『前漢紀』卷五・恵帝六年に、「中壘校尉は北軍の門の内外および四城を掌る」とあるのが、その証拠である。「四」と「西」、「城」と「域」の字は似通っており、また下文の「西域」と関連づけてしまったために起こった誤りなのである。『前漢紀』によれば、「外」字は上につなげて読むべきなのである。旧本『北堂書鈔』卷六一・設官部一三はこの部分を「北軍の軍営の門の内外を掌る」と引用し（陳禹謨本ではこの下に「掌西域」の三文字を加筆し、また顔師古の注を引いて証拠としている）、また「外」字を上につづけている。『太平御覽』卷二四〇・職官部三八、卷二四二・職官部四〇いずれも同じである。顔師古が「外」字を下につなげて読んでいるのも、やはり誤りである（以上、『讀書雜誌』四・漢書三）。

王先謙がいう。中壘校尉の例は、郊祀志・劉向伝・劉歆伝・李尋伝・韋玄成伝・丙吉伝に見える。

**考証** 王念孫の説は原文で示せば、「壘門内、外掌西域」は誤りで「壘門内外、掌四城」が正しいとするものである。その根拠は、第一にここに列挙された校尉の職掌は都近辺に限定されており、遠い西域とは無関係であること、第二に顔師古よりも以前に『漢書』を参照した後漢・荀悦『前漢紀』では「壘門内外及掌四城門」とあること、

第三に旧本『北堂書鈔』・『太平御覽』での引用文が「壘門内外（または外内）」で終わっており、顔師古のような断句は不適切だということである。

これに対して陳直は「西域」が正しいとする。その要点は以下のようなものである。第一に、顔師古の見た唐代の『漢書』テキスト、さらには現存する『漢書』諸版本は全て「西域」となっていること、第二に、卷六九・趙充国伝などには中壘以下の八校尉が西域や四川に派遣された例があり、職掌上、不自然ではないことである〔陳直 一九七九〕。

また、陳直は『漢印文字徵』卷一三より「中壘左執姦」の封泥を挙げ、中壘校尉の属官としている〔陳直 一九七九〕。

(6) **注** 如淳がいう。「越」人の帰服したものを騎兵としたのである。

晋灼がいう。才能や力量が他を超「越」している者を採用するのである。

顔師古がいう。卷八・宣帝紀・神爵元年(前六一)に、「依飛射士・胡越騎」といい、また百官表にも胡騎校尉がある。如淳の説が正しい。

**補注** 何焯がいう。騎馬は越人の得意とする所ではなく、晋灼の説が正しかろう。顔師古のように下文の胡騎を引き合いとすべきではない（以上、『義門讀書記』卷



一六)。

王先謙がいう。屯騎校尉の例は、佞幸伝に見える。歩兵校尉の例は、芸文志・王尊伝に見える。越騎校尉の例は、金日磾伝・蕭咸伝・匡衡伝・叙伝に見える。三校尉は、後漢も同じである。

**考証** 越騎に関しては、百官志四の劉昭注も騎馬は越人の得意とする所ではないという理由から、晋灼の説を支持する。そうだとすれば『漢書』中にしばしば見える「胡越騎」は「胡人と越人の騎兵」ではなく「胡人の超越した騎兵」なのであろう。ちなみに『旧唐書』卷四三・職官志二・兵部尚書には「およそ衛士を派遣して外征や防衛をさせる際には、団伍がある。その弓馬に巧みな者は、越騎団とし、その他は歩兵团とする」、同じく卷四四・職官志三・諸府には「およそ衛士は、三百人を一団として、校尉がこれを指揮する。騎射に習熟した者は越騎とし、その他は歩兵とする」とある。

(7) **注** 顔師古がいう。長水とは胡の名である。宣曲とは楼観の名である。胡の騎兵で宣曲に駐屯するものことである。

**補注** 王鳴盛がいう。顧炎武の説(『日知録』卷二七・漢書注)は以下のとおりである。長水は、胡の名ではない。卷二五上・郊祀志上に、「灞水・滻水・澧水・滂水・涇水・渭水・長水は咸陽に近いので、すべて名山・大川の

祭祀に準ずることができる」とある。『史記』卷二八・封禪書の索隱に、「百官志には長水校尉がある。沈約『宋書』卷四〇・百官志下には、屯營が長水に近いので命名したという。『水経』渭水には、長水は白鹿原に源があり、今の荆溪水がこれにあたる」とある。(以上、『十七史商榷』卷一〇)

王先謙がいう。長水校尉の例は、溝洫志・趙充国伝・陳湯伝・于定国伝・蕭育伝・王莽伝に見える。後漢も同じである。長水・宣曲はいずれも胡の騎兵である。長水に駐屯するものを長水胡騎といい、宣曲に駐屯するものを宣曲胡騎といい、それぞれ駐屯部隊となっている。卷六六・劉屈氂伝に、「(長安の囚人の)如候に節を持たせて長水および宣曲の胡騎を出动させた」とあるのを証拠とできる。

**考証** 長水が胡の名か楼観の名かについて、陳直は卷五四・李陵伝の「衛律なる者は、父はもと長水の胡人である」という記事をひいて顔師古の説を支持している。また『秦漢瓦当文字』卷一より「長水屯瓦」の瓦当を挙げ、長水校尉の屯營の瓦としている。宣曲に関しては、『史記』卷一二九・貨殖列伝の「宣曲の任氏の祖先は、督道の倉吏であった」という記事や『十鐘山房印拳』卷二より「宣曲喪吏」の印を挙げて単なる地名とし、楼観の名とする説を否定している(陳直 一九七九)。

ただし、『三輔黄图』卷三に「宣曲は、宮の名である。昆明池の西にある」とある。

(8) 注 顔師古がいう。胡騎で池陽に駐屯するものである。

補注 王先謙がいう。胡騎校尉の例は、王莽伝に見える。百官志四に、後漢では「胡騎校尉は長水校尉に併合された」とある。

(9) 注 服虔がいう。射撃が巧みなものことである。暗闇の中でも音声を聞いたならば命中させるので、それに因んで命名した。

応劭がいう。詔が命ずるところを待つて射撃する。ゆえに「待詔射」というのである。

補注 王先謙がいう。射声校尉の例は、陳湯伝・師丹伝・王莽伝に見える。

(10) 補注 王先謙がいう。王莽伝に見える「輕車校尉」とは虎賁校尉のことである。百官志四に、後漢では「虎賁校尉は射声校尉に併合された」とある。

(11) 注 顔師古がいう。中壘以下で合計八校尉である。城門校尉はこのなかに数えない。

補注 錢大昭がいう。胡騎校尉は常設の官ではないので、七校と称することもある。卷二三・刑法志にいう「武帝は内には七校を増やした」とはこのことである(以上、『漢書弁疑』卷九)。

王先謙がいう。軍政丞の例は、胡建伝に見える。こ

で言う(八校尉の)丞のことに違いない。校司馬の例は、兩粵伝に見える。百官志四には、後漢には校尉が無く、「司馬一人があり、官秩は千石」とあり、丞は無い。

考証 錢大昭がひく、卷二三・刑法志(錢大昭の原文では「刑罰志」とする)には、晋灼が注をつけており、主旨は錢大昭の説と同じく、常設の官ではない胡騎校尉を除外して七校としている。しかしそれに対して補注では、沈欽韓の説を引用して、「中壘校尉は北軍の壘門を掌り、また西域も掌り、兵を管領しない。ゆえに(中壘校尉を除外して)ただ七校というのである。晋灼が、胡騎校尉は常設ではないために七校尉なのである」というのは、後世の制度であつて、武帝の制度ではない」と述べる。ただし、中壘校尉は兵を管領しないというのは、どこに論拠があるのか不明である。

また、王先謙のいう「後漢には校尉が無い」という部分は解釈できない。百官志四によると、後漢には屯騎・越騎・歩兵・長水・射声の五校尉がある。

(12) 補注 王先謙がいう。百官志四には、後漢では司隸校尉より各校尉にいたるまで、いずれも官秩は比二千石とある。

(13) 補注 王先謙がいう。卷八・宣帝紀、卷九六上・西域伝上によれば、都護の加官は鄭吉に始まる。これは神爵二年(前六〇)とすべきで、地節年間ではない。卷七〇・

鄭吉伝でも神爵年間という。しかし、鄭吉伝の賛では誤って地節としている。

**〔考証〕** 西域都護設置の時期については、王先謙のいう神爵二年（前六〇）が正しく、百官表本文の地節二年（前六八）は誤りである。卷七〇・鄭吉伝には、鄭吉は車師国を破った後、衛司馬の官に就いて「使護鄯善以西南道」の任に当たり、神爵中に匈奴の日逐王を帰服させたことで名声を上げて、「護車師以西北道」の任をも併せるようになり、「都護」と号し、都護は鄭吉に始まったと記される。なお同条の顔師古注では「都とは、大または総の意」とする。また、陳直は居延漢簡（一一八・一七簡）に

元康四年（前六二）…（中略）…使護鄯善以西校尉吉・副衛司馬富昌・丞慶・都尉宣建都…（後略）

とあり、この「使護鄯善以西校尉吉」が鄭吉にあたり、元康四年（前六二）の時点で彼がまだ都護でなかったことが分かると指摘する「陳直 一九七九」。

**〔14〕補注** 王先謙がいう。護西域騎都尉の例は、鄭吉伝に見える。「諫大夫使西域都護騎都尉」の例は、甘延寿伝に見える。ただ段会宗のみは「騎都尉・光祿大夫」として西域を都護した。

**〔考証〕** 百官表では騎都尉・諫大夫への加官とされた西域都護は、段会宗の例から光祿大夫にも加官されることが

分かる。ただし、王先謙が甘延寿について「諫大夫使西域都護騎都尉」をひとまとまりの肩書きとして解釈しているのは誤りである。甘延寿は「郎中↓諫大夫↓使西域都護騎都尉」と昇進し、段会宗は「西域都護騎都尉↓西域都護光祿大夫」と昇進したと解釈するのが適切である。

**〔15〕補注** 王先謙がいう。副校尉の例は、陳湯伝に見える。  
**〔16〕補注** 王先謙がいう。都護の司馬の例は、西域伝に見える。

**〔17〕注** 顔師古がいう。甲乙・丙丁・庚辛・壬癸には、いづれも「正位」がある。ただ戊己のみが「寄治」している。いま置かれた校尉には定まった官署がない。ゆえに戊己に因んで名づけたのである。戊校尉と己校尉がある。一説には、戊己は中央にあつて、四方を鎮撫しているのである。いま置かれた校尉もまた西域の中央にあつて、諸国を鎮撫しているのである。

**〔補注〕** 王先謙がいう。戊己校尉の例は、段会宗伝・匈奴伝・西域伝・王莽伝に見える。

**〔考証〕** 顔師古のいう「正位」とは「本来のあるべき位置」の意であろう。「寄治」の「寄」は「仮にやどる」の意であろう。

戊己校尉の名称に関して、顔師古は二説を併記しているが、いずれも十干を五行思想と関連づけて解釈するものであり、その対応は次のとおりである。

甲乙——木——春——東

丙丁——火——夏——南

戊己——土——土用——中央

庚辛——金——秋——西

壬癸——水——冬——北

第一の説は、甲乙・丙丁・庚辛・壬癸にはそれぞれ春夏秋冬・東南西北という「正位」があるが、戊己にはそれが無い。定まった官署を持たないことをこれに喩えて戊己校尉と名づけたというものである。第二の説は、東南西北のいずれでもない中央に当たることが、西域の中央で四方に睨みを効かせる戊己校尉に相応しいというものである。

『漢官儀』には、「戊己は中央であり、四方を鎮撫する。また水路を開いて播種し、災いを鎮める、ゆえに戊己と称する」とあるが、前半部は顔師古の第二の説である。後半部はまた別の説だが、元帝の時に戊己校尉が車師国内にて屯田したことが、卷九六上・西域伝上に見えており、これも戊己＝土の対応に基づく説であろう。

勞榦は、戊己校尉は漢の官職でありながら車師国の領内に置かれたことを「寄治」と解し、西域諸国の中央でもなく（中央にあったのは烏壘城におかれた西域都護とする）、また恒常的な居所がなかったとはいえない、としている〔勞榦 一九七六〕。

戊己校尉が単独で存在したのではなく、戊校尉と己校尉にわかれていたことが次の懸泉置漢簡によって明らかとなった。

永光五年五月：（中略）：將田車師己校尉長樂、兼行

戊校尉事、右部司馬丞行：（後略）（『敦煌懸泉漢簡積粹』

一五六）

〔18〕補注 王先謙がいう。戊己校尉の丞・司馬・候の例は、匈奴伝に見える。また護羌校尉があり、その例は、趙充国伝・辛慶忌伝・王莽伝に見える。金城属国の降伏した羌を監視するのである。

〔考証〕 護羌校尉・金城属国に関しては、卷八・宣帝紀、神爵二年に、羌の反乱が収束した後に金城属国を設置して降伏した羌を居住させたとある。また『漢官儀』には、護羌校尉は武帝が設置したとあり、金城属国設置以前にすでに護羌校尉が存在していたことになる。『後漢書』卷八七・西羌伝にも武帝の時に護羌校尉を設置したことが見えるが、ただし『史記』や『漢書』には宣帝以前の護羌校尉の例は見あたらない。

二八、奉車都尉

原文

奉車都尉、掌御乘輿車（1）、駙馬都尉掌駙馬（2）。皆武

帝初置。秩比二千石(3)。侍中・左・右曹・諸吏・散騎・中常侍、皆加官(4)。所加或列侯・將軍・卿・大夫・將・都尉・尚書・太醫・太官令至郎中。亡員(5)、多至數十人。侍中・中常侍得入禁中(6)、諸曹受尚書事(7)、諸吏得舉〔不〕法(8)、散騎騎並乘輿車(9)。給事中亦加官(10)。所加或大夫・博士・議郎(11)、掌顧問應對、位次中常侍。中黃門有給事黃門(12)、位〔從〕將・大夫(13)。皆秦制。

### 訓読

奉車都尉は、御の乗輿車を掌り(1)、駙馬都尉は、駙馬を掌る(2)。皆な武帝初めて置く。秩は比二千石(3)。侍中・左・右曹・諸吏・散騎・中常侍は、皆な加官なり(4)。加うる所は或いは列侯・將軍・卿・大夫・將・都尉・尚書・太医・太官令より郎中に至る。員亡く(5)、多ければ数十人に至る。侍中・中常侍は禁中に入るを得(6)、諸曹は尚書の事を受け(7)、諸吏は不法を挙ぐるを得(8)、散騎は騎して乗輿の車に並ぶ(9)。給事中も亦た加官なり(10)。加うる所は或いは大夫・博士・議郎(11)、顧問應對を掌り、位は中常侍に次ぐ。中黄門に給事黄門有り(12)、位は將・大夫に次ぐ(13)。皆な秦制。

### 現代語訳

奉車都尉は、皇帝の乗輿車を掌り(1)、駙馬都尉は、副

え馬を掌る(2)。いずれも武帝が初めて設置した。官秩は比二千石(3)。

侍中・左曹・右曹・諸吏・散騎・中常侍は、いずれも加官である(4)。加えられる本官は列侯・將軍・九卿・大夫・中郎將・都尉・尚書・太医・太官令から郎中にいたる。定員はなく(5)、多いときには数十名になる。侍中・中常侍は、禁中に入ることができ(6)、諸曹は、尚書のことを受け(7)、諸吏は、法を犯すものを摘発することができ(8)、散騎は、騎乗して皇帝の車に寄り添う(9)。

給事中もまた加官である(10)。加えられる本官は大夫・博士・議郎であり(11)、諮問に答える事を掌り、その位は中常侍に次ぐ。

中黄門に給事黄門があり(12)、その位は中郎將・大夫に次ぐ(13)。いずれも秦の制である。

### 注釈

(1)補注 王先謙がいう。奉車都尉の例は、武帝紀・芸文志・蘇建伝・翼奉伝・霍去病伝・孫宝伝・霍光伝・儒林伝・佞幸伝・外戚伝・王莽伝・叙伝に見える。『釈名』に「奉車都尉は、天子の乗輿を奉じる」とあり、韋昭の『弁釈名』に「皇帝の車・輿を主るのであるが、皇帝は尊いので、敢えて「主」とはいわずに「奉」というのである」とある。

〔考証〕 王先謙が引く『釈名』の例は、『太平御覽』卷



二四一に見える。

卷六・武帝紀、後元元年（前八八）六月のこととして、侍中僕射莽何羅が弟の重合侯通とともに謀反した際、「侍中駙馬都尉金日磾・奉車都尉霍光・騎都尉上官桀がこれを討った」とあり、これが駙馬都尉・奉車都尉の初見である。

百官表下に載らないが、前漢期に、奉車都尉になった者としては、霍光、霍雲、霍山、金賞、金弘、金敞、金涉、蘇嘉、丁吳、班伯、劉歆、甄邯が挙げられる。

〔陳直 一九七九〕は、陳介祺『十鐘山房印學』二二に、奉車都尉・駙馬都尉の印章がみえる。侍中・給事中は加官であつて、元々印がなく、だから現在まで出土もしていないとする。

(2) 〔注〕 顔師古がいう。駙とは、そえ馬のことである。実際に車を牽いているのではないのが、いずれもそえ馬である。一説に、駙とは近い、疾はやいの意味である。

〔補注〕 王先謙がいう。駙馬都尉の例は、武帝紀・賈捐之伝・金日磾伝・孔光伝・杜鄴伝・王嘉伝・王商伝・史丹伝・佞幸伝・外戚伝に見える。

〔考証〕 顔師古がいう「駙」の一説は、『説文解字』一〇上に「一に曰く、近なり。一に曰く、疾なり」とあるのに基づく。

百官表下に載らないが、前漢期に、駙馬都尉になった

者としては、金日磾、金賞、金建、王商、史丹、王舜、董寬信、趙欽、傅遷、董賢が挙げられる。

(3) 〔補注〕 王先謙がいう。百官志三によると、後漢にもあり、いずれも「定員がない」、「光祿勳に属する」とある。

(4) 〔注〕 応劭がいう。禁中に入つて天子に侍るので侍中という。

晋灼がいう。『漢儀注』に「諸吏は、禁中に給事して、毎日、朝謁をたてまつり、尚書の上奏について評議する。左曹・右曹に分かれる」とある。魏の文帝が散騎と中常侍を合せて散騎常侍とした。

〔補注〕 錢大昕がいう。侍中以下は、『漢書』にみえる「中朝の官」である。また「内朝の臣」ともいう。考えるに、高祖の時、盧縮は將軍となり、常に侍中であつた。惠帝の時、郎や侍中は、いずれも駿鸞（駿驥）の羽を冠につけ、貝を帯に飾りつけ、おしろいをつけたとある。これは漢の初めにすでに侍中があつたことを示している。武帝期の初め、嚴助と朱買臣はいずれも侍中で、武帝の寵愛をうけ、身分は高く、権力をふるい、はじめて朝政に関与した。その後、衛青・霍去病・霍光・金日磾は、いずれも侍中から位をすすめ、その権勢は宰相をも凌いだ。武帝の時、霍光と韓增はいずれも郎となり、諸曹・侍中へとうつた。宣帝の時、蘇武・杜延年・劉安民は右曹となり、張延寿は左曹となった。これが左右曹のはじま



りである。宣帝の時、楊惲は諸吏・光祿勳となった。これが諸吏のはじまりである。宣帝の時、張覇は散騎・中郎将となり、張勃と劉更生は散騎・諫大夫となった。これが散騎のはじまりである。司馬相如は資産によって郎となり、景帝に仕えて武騎常侍となった。だとすれば景帝のときにはすでに常侍があったことになる。武帝はつねに侍中・常侍・武騎および待詔・隴西北地郡の良家の子弟で騎射をよくする者とともにおしのびででかけた。東方朔もまた常侍・郎であった。以上の通りだとすると、その時にはまだ中常侍の名は見えず、元帝・成帝期以後にはじめてみることができるといえる。元帝の時に、中常侍の許嘉がいる。成帝の時に、中常侍の鼂闓がいる。成帝は劉歆を中常侍にしようとしたが、大將軍王鳳が許さなかつたためとりやめた。叙伝には、班伯が中常侍になったとある。哀帝の時、中常侍の王闓・宋弘らがいた。彼らはいずれも士人である。後漢の中常侍はいずれも宦官を任命したが、これは前漢の旧制度ではない（以上、『三史拾遺』巻二）。

**【考証】** 加官とは、本官に付加される官職のこと。「百官公卿表訳注（二）二〇一一」太尉（七）**【考証】** 参照。錢大昕が「侍中以下は、『漢書』にみえる「中朝の官」である」という「中朝の官」という表記は『漢書』の中にみられないが、卷七三・韋玄成伝に「中朝の臣に詔し

て」や、「臣衡、中朝の臣らは」という表記、および卷八三・朱博伝に「左將軍彭宣に詔を下し、中朝に奉仕する者とともに合議させた」とあるのがそれである。また、「内朝の臣」については、卷八一・孔光伝に「今また拔擢されて、内朝の臣に備わり、政事に与り聞くことができるようになりました」とあり、卷七七・劉輔伝の顔師古注に「孟康がいう。中朝とは、内朝のことである。大司馬・左・右・前・後將軍・侍中・常侍・散騎・諸吏は中朝であり。丞相より六百石までは外朝である」とあるのがそれである。

また、錢大昕は「駿鶴」とするが、「駿」は「駿」の誤り。卷九三・佞幸伝では「駿驥」とする。その顔師古注では「駿驥の毛羽で冠を飾り、海貝で帯を飾る。駿驥とは鷲鳥である」とする。卷五七上・司馬相如伝上の顔師古注では、駿驥とは「山鶏に似て小冠であり、背の毛は黄、腹の下は赤、項は綠色、その尾毛は紅赤であつて、光采鮮明である」とある。

また、『初学記』巻一二・職官部下に引く『漢官儀』卷上によると、侍中・中常侍は「武弁大冠」、別名「惠文冠」を冠したとある。

武帝のおしのかつては、卷六五・東方朔伝に見える「米田健志 二〇〇五」。

『後漢書』卷九・獻帝紀、中平六年の李賢注に「漢官

儀』にいう。侍中は、左蟬・右貂、もと秦の丞相史、殿内を往来す、故に之を侍中と謂う。乘輿・服物を分掌し、下は麤器（痰壺）・虎子（おまる）の属に至る」とある。

(5) 注 如淳がいう。将とは、中郎将以下をいう。列侯から郎中まで、いずれも散騎および中常侍を加官することがあった。このとき散騎や常侍はそれぞれが独立した官職で、定員はない。

補注 王先謙がいう。ここにいう本官に加えられた侍中などの官職は、いずれも定員がなく、「多いときには数十名になった」だけで、「散騎や常侍はそれぞれが独立した官職で、定員はない」といつているのではない。如淳の説は誤りである。

考証 「百官公卿表訳注（三） 二〇一二」八、郎中令・光祿勳、および「大庭脩 一九八二b」を参照。

(6) 補注 齊召南がいう。百官表には、（侍中・中常侍の）官の設置の顛末が記されていないようである。おそらく漢代に置かれた官であろう。沈約の『宋書』卷三九・百官志には（設置の顛末が）非常に詳しく記されている。『晋書』卷二四・職官志で「黄帝のときに風后が侍中となつた」などといっている類は、兵家や讖緯書に由来する説で信じていけないと杜佑が云っているものである（以上、『官本攷証』）。

王先謙がいう。中常侍の例は、王嘉伝・息夫躬伝・外

戚伝・王莽伝・叙伝に見える。

考証 『宋書』卷三九・百官志上には、「侍中は、四人。奏事を掌り、左右に侍り、応対したり君主を補佐したりする。法駕が出御するならば、正直は一人、印璽を持って陪乗した。殿内門下の衆事をすべて掌つた。周公が成王を戒める「立政」の篇に云う「常伯」とは、つまりその任である。侍中は、本来は秦の丞相史である。五人に殿内東廂を往来させ奏事させたので、これを侍中といつた」とある。ここに見える「常伯」は、『尚書』立政に見える官であるが、その職掌が侍中のそれに該当するかどうかは不明である。卷八五・谷永伝に「金貂の飾を戴き、常伯の職を執る者」とあり、顔師古は「常伯とは、侍中のことである。伯とは、長のこと、常に事に長ずる者を使わすのである。あるいは「常に使を任せられる人」という、これが長ということである」と注する。

「侍中・中常侍得入禁中」の「禁中」とは、宮中における皇帝の私的空間のことである。「百官公卿表訳注（五） 二〇一二」少府（8）考証、および「米田健志 二〇〇五」を参照。

(7) 補注 沈欽韓がいう。『漢官儀』に「左右曹は、毎日、朝謁をたてまつる」とある。武帝以後にはじめて見え、また尚書五曹で領尚書事を総べる者としては、杜延年・辛慶忌・段会宗・王章・趙卬・劉歆がいて、いずれもこ

れにあたる。劉安民・楊惲・陳咸はいずれも郎中として左右曹となった。また、金渉は左曹となり、蘇武の弟の子は右曹となり、王莽の兄である永は諸曹となったが、いずれもその本官は記されていない。権勢家の子は諸曹となることができたのかもしれない（以上、『漢書疏証』卷五上）。

〔考証〕 王先謙の引用は、沈欽韓の文の前半部をすこし省略している。沈欽韓によると、杜延年は建平侯に封じられて、太僕・右曹・給事中に拔擢され、辛慶忌・段会宗・王章は左曹・中郎将となり、趙印は右曹・中郎将となり、夏侯勝の子の兼は左曹・太中大夫となり、劉歆は右曹・太中大夫となったとする。また、加官の対象は中二千石から将・大夫・郎吏にまでいたり、本官の官秩に制限されないとしている。

(8) 〔補注〕 沈欽韓がいう。『太平御覽』卷二二九に引く『漢官解詁』に「士の権貴なものは、尚書以上のものではなく、それに次ぐのが諸吏である」とある。賈山の「至言」に「その賢者を選び、常侍・諸吏となさせた」とある。これが諸吏のはじまりである。諸吏を加えられると、殿省の吏の不法行為を摘発して弾劾することができる（以上、『漢書疏証』卷五上）。

〔考証〕 百官表の原文は「諸吏得舉法」であるが、卷三六・楚元王伝の顔師古注には「百官公卿表云、諸吏所

加或列侯・將軍・卿・大夫、得舉不法也」とあり、「不」の字が脱していることがわかる。

また、〔補注〕に引く沈欽韓の元の文は「遷方正之士賢者、使為常侍諸吏」であるが、卷五一・賈山伝には「選其賢者、使為常侍諸吏」とあるので訂正して訳した。

〔陳直 一九七九〕も、諸吏の官名は賈山伝に初めて見え、文帝の時すでにこの名称があったとする。また諸吏が加官として宦者令に加えることができた例は、卷八〇・東平思王伝に見えるが、百官表では詳述していないとする。

(9) 〔注〕 顔師古がいう。並の音は歩浪の反。騎乗し散従する（寄り添う）のである。定まった職はない。

〔補注〕 沈欽韓がいう。これも本官の官秩に制限されない。辛慶忌・于永・劉向・張勃・張霸・趙平・蕭伋などがいずれもこれとなった。後世の散騎常侍はこれにもとづく。『太平御覽』卷二二四に引く『漢官儀』に「秦および前漢では、散騎および中常侍を各々一人置いた。散騎は騎乗して皇帝の車に寄り添い、宜しきを献言して悪いものに取り替えた」とある（以上、『漢書疏証』卷五上）。

(10) 〔注〕 顔師古がいう。『漢官解詁』に「左右に侍従することを掌る。定員はなく、常に禁中に侍る」とある。

(11) 〔補注〕 錢大昕がいう。武帝のとき終軍が謁者で給事中となった。宣帝のとき田延年が大司農で給事中となり、杜

延年が太僕で給事中となり、魏相が御史大夫で給事中となつた。元帝のとき蕭望之が関内侯で給事中となり、劉更生が宗正で給事中となつた。成帝のとき辛慶忌が右將軍で給事中となつた。哀帝のとき董賢が大司馬で給事中となつた。これは三公・列將軍・九卿のいずれに対しても給事中を加えることができ、大夫・博士・議郎にとどまらなかつたということである(以上、『三史拾遺』卷二)。

(12) **補注** **王先謙**がいう。給事黄門の例は、劉向伝・孔光伝に見える。給事黄門侍郎の例は、芸文志に見える。また、黄門侍郎の例は、李尋伝・揚雄伝に見える。芸文志の例(給事黄門侍郎)から類推すると、いずれも侍郎で黄門に給事したから、この称号が与えられたのであろう。吾丘寿王は黄門で馬を養いたいと願ひ出たが、これもまた給事の意味であらう。

**考証** 黄門における養馬に関して、卷六四・吾丘寿王伝には「侍中中郎となつたが、法に触れて罷免された。上書して謝罪し、黄門で馬を養いたいと願つたが、帝は許さなかつた」とある。また、卷六八・金日磾伝にも、侍郎ではないが「金日磾は父が降伏せずに殺されたので、母の闕氏や弟の倫とともに官に没收され、黄門に送られて馬を養つた。ときに年十四であつた」とある。黄門に關しては、顔師古が「黄門の署は、天子の間近にいて、天子の御用に供する職であり、種々の物品もここに在つ

た。画工もここに居たのである」と注しており(卷六八・霍光伝)、給事にも様々な形態があつたことがわかる。

(13) **補注** **王念孫**がいう。「將」の下には「軍」の字があつたが、現在のテキストでは脱落しているようだ。本文に「所加或列侯・將軍・卿・大夫」とあるのがその例である。『芸文類聚』卷四八・職官部四がここを引用して、「將軍・大夫」に正しく作つてゐる。『漢紀』卷五・惠帝六年も同様である(以上、『讀書雜誌』卷四之三)。

**王先謙**がいう。「將・大夫」は、本文の「大夫・將」である。卷六八・金日磾伝に、「金湯・金融は、いずれも侍中・諸曹・將・大夫となつた」とあり、顔師古の注に「將謂中郎將也」とある。よつてこの「將」の下には「軍」の字はあるべきではない。王念孫の説は誤りである。「從」が「次」の誤字であることは、本文の上の例(「位次中常侍」)からわかる。

**考証** 王先謙は、(5) **注**の顔師古注で如淳が「將謂中郎將以下也(將とは、中郎將以下をいう)」とするのをここでは「將謂中郎將也(將とは、中郎將をいう)」と変えている。

〔参考文献〕

安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社

大庭脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』、創文社

a 「漢王朝の支配機構」

b 「漢の中郎將・校尉と魏の率善中郎將・率善校尉」

c 「後漢の將軍と將軍假節」

陳直 一九七九 『漢書新証』（第五次校補版）、天津人民出版

版社

富田健之 一九八二 「後漢時代の尚書・侍中・宦官について

—支配権力の質的変化と関連して—」、『東方学』六四

富田健之 一九八四 「漢代における司隸校尉」、『史淵』

一一一輯

百官公卿表訳注（一） 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳

注稿（一） 『大阪産業大学論集』（人文・社会科学編）

一一二号

百官公卿表訳注（二） 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳

注稿（二） 『大阪産業大学論集』（人文・社会科学編）

一一三号

百官公卿表訳注（三） 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳

注稿（三） 『大阪産業大学論集』（人文・社会科学編）

一一四号

百官公卿表訳注（四） 二〇一二 『漢書』百官公卿表訳

注稿（四） 『大阪産業大学論集』（人文・社会科学編）

一一五号

百官公卿表訳注（五） 二〇一二 『漢書』百官公卿表訳

注稿（五） 『大阪産業大学論集』（人文・社会科学編）

一六号

藤田高夫 一九九〇 「前漢後半期の外戚と官僚機構」、『東

洋史研究』四八巻四号

米田健志 二〇〇五 「前漢後期における中朝と尚書・皇帝

の日常政務との関連から」、『東洋史研究』六四巻二号

羅福頤 一九八七 『秦漢南北朝官印徵存』、文物出版社

勞榦 一九七六 「漢代的西域都護与戊己校尉」、『勞榦學術

論文集』甲編下、芸文印書館